

# 最高人民法院 最高人民検察院 公安部 国家安全部 司法部に よる認罪認罰従寛制度の適用に関する指導意見

公布日：2019年10月24日

## 最高人民法院 最高人民検察院 公安部 国家安全部 司法部による『認罪認罰従寛 制度の適用に関する指導意見』の印刷・配布に関する通知

各省、自治区、直轄市高級人民法院、人民検察院、公安庁(局)、国家安全庁(局)、司法庁(局)、解放軍軍事法院、軍事検察院、新疆ウイグル自治区高級人民法院生産建設兵団分院、新疆生産建設兵団人民検察院、公安局、国家安全局、司法局へ

刑事訴訟法の新規定を正しく実施し、認罪認罰従寛制度を精確に適用し、厳格で公正な司法を確保し、国家統治体系と統治能力の近代化を推進するために、最高人民法院、最高人民検察院は、公安部、国家安全部、司法部と共同で、『認罪認罰従寛制度の適用に関する指導意見』（以下『指導意見』という）を制定し、それをここに印刷、配布するので、実情に照らして実行を徹底されたい。具体的な業務要求については下記のとおり通知する。

一、認罪認罰従寛制度設立の重要な意義を十分に認識すること。認罪認罰従寛は2018年に改正された刑事訴訟法で規定されている重要な制度であり、寛大さと厳格さを調和させる刑事政策を全面的に貫徹するための重要な取り組みである。各級人民法院、人民検察院、公安機関、国家安全機関、司法行政機関は国家統治体系と統治能力の近代化を推進する高みに立ち、同制度の犯罪を適時且つ効果的に処罰し、人権の司法保障を強化し、司法資源の配置を最適化し、刑事訴訟の効率を高め、社会の矛盾・紛争を解消し、社会の調和と安定を促進することに対す

る重要な意義を十分に認識し、責任担当を強化し、大胆且つ積極的に行動し、制度の徹底実施を深く推進し、制度の効用の効果的な発揮を確保する必要がある。

二、組織統括と業務指導を強化すること。各級人民法院、人民検察院、公安機関、国家安全機関、司法行政機関は組織統括を強化し、認罪認罰従寛制度の適用を重要な業務として実行に移し、現地の実情と緊密に結びつけ、『指導意見』に基づいて実施計画又は実施細則を研究、制定し、それぞれ最高人民法院、最高人民検察院、公安部、国家安全部、司法部に次々と届け出る必要がある。刑事訴訟法の関連規定と『指導意見』等の規範的文書に対する学習と研修を強化し、業務の原則と要求を明確にし、思想と認識を統一し、認罪認罰事件の処理能力を高める必要がある。業務指導を強化し、調査研究を綿密に実施し、現地での推進状況を遅滞なく把握し、規範的で秩序ある業務展開を確保する必要がある。

三、協調・協力を強化すること。認罪認罰従寛制度は捜査、逮捕、起訴、裁判等各訴訟段階に関わり、人民法院、人民検察院、公安機関、国家安全機関、司法行政機関等複数の部門に関わる。各級人民法院、人民検察院、公安機関、国家安全機関、司法行政機関は責任を分担し、各々が各々の職責を果たす上で、意思疎通、協調と協力を強化し、優遇措置、専任担当者、定期通報、合同会議等の制度を確立し、実務において生じた問題を適時に検討、解決し、実施を徹底するための相乗効果を構成する必要がある。法律扶助機関の人員不足、経費確保の難題等の問題に対して、司法行政機関は党委員会と政府からの支援を積極的に獲得し、当番弁護士手当を法律扶助業務経費の支払い範囲に含めるようにし、手当の基準を合理的に確定する必要がある。

四、監督・制約を強化すること。監督・制約の強化は、認罪認罰従寛制度の正しい適用と公正な運用を確保し、「権力と権力との取り引き」、「権力と金銭との取り引き」等の司法腐敗問題の発生を防止するための重要な手段である。各級

人民法院、人民檢察院、公安機關、国家安全機關、司法行政機關は、監督・制約のメカニズムを整備し、認罪認罰従寛制度の適用において生じる恐れがある清廉な政治面のリスクを確実に防ぎ、腐敗を許さない、腐敗を起こさせないための制度の外枠をしっかりと築く必要がある。認罪認罰事件の処理状況に対する監督を強化し、寛大の有する幅が大きい、手続きの相互転換があった、認罪認罰後に撤回した、社会の注目度が高い、大衆から密告があった等の状況がある事件の監督、調査に重点を置き、事件の質と効果の向上を促進し、制度の統一的で正確な適用を確保する必要がある。

最高人民法院 最高人民檢察院

公安部 国家安全部

司法部

2019年10月11日

## 最高人民法院 最高人民検察院 公安部 国家安全部 司法部による

### 認罪認罰従寛制度の適用に関する指導意見

認罪認罰従寛制度の適用は、犯罪を的確且つ迅速に懲罰し、司法による人権の保障を強化し、複雑な刑事事件と簡単な刑事事件の分流を推進し、司法資源を節約し、社会の矛盾を解消し、国家統治体系と統治能力の近代化を推進する上で、重要な意義がある。改正後の刑事訴訟法の実施を徹底し、認罪認罰従寛制度の正確且つ効果的な実施を確保するために、法律及び関連規定に基づき、司法業務の実情と結びつけて、本意見を制定する。

#### 一、基本原則

1. 寛大さと厳格さを調和させる刑事政策を貫徹すること。認罪認罰従寛制度を実施するには、犯罪の具体的な状況によって、事件の性質、情状と社会への危険性を区別して、差異のある取扱を実行し、寛大に処すべき場合は寛大に処し、厳格に処すべき場合は厳格に処し、寛大と厳格を調和させ、その罪に見合った処罰を与えることを徹底する必要がある。3年以下の懲役に処する可能性のある認罪認罰事件については、できるだけ法律に基づいて簡素且つ迅速且つ寛大に処理し、適応する処理原則と処理方式を模索する必要がある。民間の矛盾によって引き起こされた犯罪に対しては、容疑者、被告人が自ら罪を認め、心から罪を悔い、了解を得て、和解契約を締結し、いまだ人民大衆の安心感に深刻な影響を与えていない場合には、認罪認罰従寛制度を積極的に適用する必要がある。特に、その中でも社会的危害の少ない初犯、偶発犯、過失犯、未成年犯に対しては、一般的には寛大に処置する方針を反映しなければならない。国家の安全、公共の安全に重大な危害を加える犯罪、重大な凶悪犯罪、及び社会全体が注目する重大で機微な

事件に対しては、寛大処置を慎重に捉え、事件処理が人民大衆の公平正義の概念に明らかに反することを避けなければならない。

2. 罪責刑適応の原則を貫くこと。認罪認罰事件を取り扱う際には、認罪認罰時の寛大処置を反映するよう考慮するだけでなく、その犯罪行為の軽重、負うべき刑事責任と人身の危険性の大小をも考慮し、法律の規定に基づいて量刑意見を出し、刑罰を的確に裁量し、罰がその罪に釣り合っていることを確保し、罪状と刑罰の不均衡を避ける必要がある。特に共犯事件について、主犯が認罪認罰したが、従犯が認罪認罰しない場合、人民法院、人民検察院は2者間の量刑のバランスに注意を払い、量刑の不当によって一般的な司法認識から大きく外れることを防止しなければならない。

3. 証拠による裁判原則を貫くこと。認罪認罰事件を取り扱う際には、事実を根拠とし、法律を準則とし、厳格に証拠による裁判の要求に基づき、証拠を全面的に収集し、固め、審査し、認定しなければならない。法定の証明基準を貫き、捜査終結、公訴提起、有罪裁判を行うには、犯罪事実が明白であり、証拠が確実に十分であることを確保し、容疑者、被告人の認罪によって、証拠要件と証明基準を下げることを防止しなければならない。容疑者、被告人が認罪認罰したが、証拠が不十分で有罪であると認定できない場合は、法律に基づいて事件の取り下げ、不起訴の決定を下すか無罪を宣告するものとする。

4. 公安局、検察局、法院の3機関が協力し合い、制約する原則を貫くこと。認罪認罰事件を取り扱うには、公安局、検察局、法院の3機関が責任を分担し、互いに協力し合い、制約し合い、容疑者と被告人が自ら認罪認罰したことを保証し、法律に基づいて寛大処置の徹底を推進しなければならない。厳格な法執行と公正な司法により、自らの法執行と司法事件処理活動に対する監督を強化し、「権力

と権力との取り引き」、「権力と金銭との取り引き」等の司法腐敗問題の発生を防止する必要がある。

## 二、適用範囲と適用条件

5. 適用段階と適用事件の範囲。認罪認罰従寛制度は刑事訴訟の全過程を貫き、捜査、起訴、裁判の各段階に適用される。

認罪認罰従寛制度は、適用される罪名や処されうる刑罰についての限定はなく、すべての刑事事件に適用することができ、罪の軽重或いは特殊な罪名等で容疑者、被告人が自発的に認罪認罰し寛大に処置される機会を得る権利を奪うことはできない。ただし、適用「できる」とは一律に適用するのではなく、容疑者、被告人が認罪認罰した後に寛大に処置するかどうかは、司法機関が事件の具体的状況に基づいて決定するものとする。

6. 「認罪」の把握。認罪認罰従寛制度における「認罪」とは、容疑者、被告人が自分の罪を自発的に、ありのままに供述し、訴えられた犯罪の事実に異議がないことを指す。訴えられた主要な犯罪事実を認め、個々の事実や状況に対してのみ異議を申し立てた、又は行為の性質について弁解しながらも司法機関の認定意見を受け入れると表明した場合には、「認罪」の認定には影響を及ぼさない。容疑者、被告人が併合罪を犯し、そのうちの一つの罪又は一部の罪名の事実のみをありのままに供述した場合は、事件全体に対し「認罪」とは認定をせず、認罪認罰従寛制度を適用しないが、ありのままに供述した部分については、人民検察院は寛大な処罰を提案することができ、人民法院は寛大に処罰することができる。

7. 「認罰」の把握。認罪認罰従寛制度における「認罰」とは、容疑者、被告人が罪を心から罪を悔い、処罰を受ける意思があることを指す。「認罰」とは、捜査段階においては処罰を受け入れる意思があることを示し、審査起訴段階におい

ては人民検察院が行う予定の起訴又は不起訴の決定を受け入れ、人民検察院の量刑意見を認め、認罪認罰誓約書に署名することを示し、裁判段階においては法廷で自発的に誓約書への署名を確認し、刑罰処罰を受け入れる意思があると示すことである。

「認罰」を考察する上での重点は容疑者、被告人の悔悟態度と悔悟表現であり、盗品や賄賂等の返還、損害賠償、謝罪等の要素を合わせて考慮しなければならない。容疑者、被告人は「認罰」を表明したが、密かに結託して供述の口裏を合わせる、証人が証言するのを妨害する、証拠を隠滅、偽造する、財産を隠匿・移転する等、賠償能力があるにもかかわらず損害を賠償しない場合は、認罪認罰従寛制度を適用することはできない。容疑者、被告人は手続選択権を有し、即決裁判手続、略式手続の適用に同意しない場合は、「認罰」の認定には影響を及ぼさない。

### 三、認罪認罰後の「従寛」の把握

8. 「従寛」の理解。従寛処置は、実体上の寛大な処罰と手続き上の略式の処理の両方を含む。「寛大に処置できる」とは、一般的には法律の規定と政策の精神を反映し、寛大な処置が与えられるべきであることを指す。ただし寛大に処置できるとは、一律に寛大に処置するわけではなく、犯罪の性質と危害の影響が特に深刻で、犯罪の手段が特に残酷で、社会的影響が特に劣悪である容疑者、被告人に対して、認罪認罰が処罰を軽減するのに不十分である場合は、法律に基づき寛大な処罰は与えない。

認罪認罰事件を取り扱う際には、刑法、刑事訴訟法の基本原則に基づき、犯罪の事実、性質、情状と社会へ与えた危害の度合いによって、法定の、酌量された量刑の情状と合わせて、認罪認罰の具体的な状況を総合的に考慮し、法律に基づ

いて、寛大に処置するかどうか、寛大の度合いを決定しなければならない。処罰の減軽、免除は、法的根拠がなければならない。処罰減軽の情状がない場合は、法定の範囲以内で処罰軽減の量刑意見と量刑を提言しなければならない。その中で犯罪の情状が軽微で刑罰に処する必要がある場合には、法律に基づいて不起訴の決定を下すか刑事処罰免除の判決を下すことができる。

9. 寛大の幅の把握。認罪認罰事件を取り扱う際には、認罪認罰の異なる訴訟段階、事件事実の究明に対する価値と意義、悔悟表現の有無、及び罪の重さ等を区別して、総合的に考慮して寛大の限度と幅を確定しなければならない。刑罰の評価においては、自発的な認罪は受動的な認罪に勝り、早期の認罪は遅い認罪に勝り、抜本的な認罪は抜本的でない認罪に勝り、安定的な認罪は安定でない認罪に勝る。

認罪認罰の寛大の幅は一般的には自白のみ、又は認罪したが認罰しなかった場合の寛大の幅より大きくなければならない。容疑者、被告人が自首、自白した状況があり、それと同時に認罪認罰した場合は、法定刑の幅内で相対的により大きな寛大の幅を与えなければならない。認罪認罰は自首、自白を重複して評価しない。

犯行が比較的軽微で、人身の危険性が比較的小さい場合、特に初犯、偶発犯の場合は、寛大の幅を少し大きくしてもよい。犯行が比較的酷く、人身の危険性が比較的大きく、且つ累犯、再犯の場合は、寛大の幅を厳しくしなければならない。

#### 四、容疑者、被告人の弁護権の保障

10. 法的援助を受ける権利。人民法院、人民検察院、公安機関が認罪認罰事件を取り扱う際には、容疑者、被告人が効果的に法的援助を受けることを保障し、

認罪認罰の性質と法的効果を理解し、自発的に認罪認罰したことを保証しなければならない。

容疑者、被告人が自発的に認罪認罰し、弁護人がいない場合、人民法院、人民検察院、公安機関(留置所)は、法律相談、手続き選択のアドバイス、強制措置変更の申請等の法的援助を提供するよう当番弁護士に通知しなければならない。弁護通知条件に適合している場合は、法律に基づいて法律扶助機関に弁護を行う弁護士を派遣するよう通知しなければならない。

人民法院、人民検察院、公安機関(留置所)は、容疑者、被告人に当番弁護士と面会し法的援助を受ける権利があることを知らせ、また当番弁護士に面会する便宜を図らなければならない。容疑者、被告人及びその近親者が法的援助を要請した場合、人民法院、人民検察院、公安機関(留置所)は当番弁護士にそれに法的援助を提供するよう通知しなければならない。

11. 当番弁護士の派遣。法律扶助機関は人民法院、人民検察院、留置所に当番弁護士を派遣することができる。人民法院、人民検察院、留置所は、派遣された当番弁護士に必要な事務スペースや施設を提供しなければならない。

法律扶助機関は、人民法院、人民検察院、留置所の法的援助ニーズと現地の法律サービス資源に基づき、当番弁護士を合理的に配置しなければならない。当番弁護士は期限付き又は交代で当直することができ、弁護士が不足している地域では、現場当番と電話、ネットワーク当番を組み合わせ、人民法院、人民検察院に隣接して合同作業ステーションを設置し、省内と市内で弁護士資源を統一的に割り当て、さらに政府が当番弁護士のサービスを購入するメカニズムを構築することを模索する等の方式を通じて、法律扶助を提供する当番弁護士業務の秩序ある活動を保障することができる。

12. 当番弁護士の職責。当番弁護士は容疑者、被告人の合法的權益を守り、容疑者、被告人が認罪認罰の性質と法的効果を十分に理解する状況下で、自発的に認罪認罰したことを確保しなければならない。当番弁護士は認罪認罰した容疑者、被告人に対し次に掲げる法的援助を提供しなければならない。

(一) 疑われた又は訴えられた罪名、関連する法律の規定、認罪認罰の性質と法的効果を告知する等を含む、法律相談を提供すること。

(二) 手続き適用の提言をすること。

(三) 強制措置変更の申請を支援すること。

(四) 人民検察院による罪名認定・量刑意見について意見を出すこと。

(五) 事件処理について人民法院、人民検察院、公安機関に意見を出すこと。

(六) 容疑者、被告人及びその近親者による法的扶助の申請を指導、援助すること。

(七) 法律法規に定めるその他の事項。

当番弁護士は容疑者、被告人に接見することができ、留置所は当番弁護士が接見するための便宜を図らなければならない。国家の安全を脅かす犯罪、テロ活動犯罪事件であって、捜査中に当番弁護士が拘留中の容疑者に接見する場合は、捜査機関の許可を得なければならない。人民検察院が事件を審査・起訴した日から、当番弁護士は事件の調書資料を閲覧し、事件の経緯を調べることができる。人民法院、人民検察院は当番弁護士が調書資料を閲覧するために便宜を図らなければならない。

当番弁護士による法律相談の提供、事件調書資料の閲覧、容疑者又は被告人との接見、書面による意見提出等の法的援助活動の関連状況は調書に記録し、事件とともに移送されなければならない。

13. 法的援助の整合。拘留されている容疑者、被告人に対して、それぞれの訴訟段階に応じて、派遣されて留置所に駐在している同一の当番弁護士によって法的援助を提供することができる。拘留されていない容疑者、被告人に対しては、前の訴訟段階の当番弁護士が、後続の訴訟段階で引き続き容疑者、被告人に法的援助を提供することができる。

14. 法的援助を拒否された場合の処理。容疑者、被告人が自発的に認罪認罰し、弁護人に依頼せず、当番弁護士の助けを拒否する場合、人民法院、人民検察院、公安機関はそれを許可し、調書に記録し事件とともに移送しなければならない。ただし、審査起訴の段階で認罪認罰誓約書に署名がなされる場合は、人民検察院は当番弁護士に立会をするよう通知しなければならない。

15. 弁護人の職責。認罪認罰事件の容疑者、被告人が弁護人又は法律扶助機関の派遣弁護士にその弁護を依頼した場合、弁護人は捜査、審査起訴及び裁判段階において、容疑者、被告人と認罪認罰を行うかどうかについての意思疎通を図り、法律相談や援助を提供し、罪状確定や量刑、訴訟手続きの適用等に関して事件処理機関に意見を出さなければならない。

## 五、被害者の権益保障

16. 意見聴取。認罪認罰事件を取り扱う際には、被害者及びその訴訟代理人の意見を聞き、容疑者、被告人が被害者側と和解契約書、調停書を締結したかどうか又は被害者側の損失を賠償し、被害者の了解を得たかどうかを、寛大処罰の重

要な考慮要素としなければならない。人民検察院、公安機関による意見聴取の状況を調書に記録して事件とともに移送しなければならない。

17. 和解・了解を促すこと。当事者の和解手続き適用条件に適合している公訴事件において、容疑者、被告人が認罪認罰した場合、人民法院、人民検察院、公安機関は当事者が自発的に和解に達するよう積極的に促さなければならない。その他の認罪認罰事件に対して、人民法院、人民検察院、公安機関は容疑者、被告人が被害者側に損害を賠償し、謝罪する等の方法で了解を得るよう促すことができ、被害者側が出した了解意見は事件とともに移送されなければならない。

人民法院、人民検察院、公安機関は当事者の和解・了解を促す過程において、被害者側に認罪認罰の寛大処置、公訴事件当事者の和解適用手続き等の具体的な法律規定を説明し、被害者側の意見を十分に聴取しなければならない。司法救助の条件に適合している場合は、積極的に協調して処理しなければならない。

18. 被害者側からの異議の処理。被害者及びその訴訟代理人が認罪認罰した容疑者、被告人に対する寛大処置に同意しない場合でも、認罪認罰従寛制度の適用には影響を及ぼさない。容疑者、被告人が認罪認罰したが、盗品や賄賂等の返還、損害賠償を行わず、被害者側と調停或いは和解合意に達することができなかった場合は、寛大処置の際に酌量して軽減しなければならない。容疑者、被告人が自発的に認罪し、損害を積極的に賠償する意思があったが、被害者側の賠償請求が明らかに不合理であり、調停や和解の合意に達することができなかった場合は、通常は容疑者、被告人に対する寛大処置には影響を及ぼさない。

## 六、強制措置の適用

19. 社会的危険性の評価。人民法院、人民検察院、公安機関は容疑者、被告人の認罪認罰をその人物に社会的危険性があるかどうかの重要な考慮要素としなけ

ればならない。犯罪が比較的軽微で、拘禁でない強制措置を講じることで刑事訴訟法第 81 条第 1 項に規定されている社会的危険性の発生を防ぐことに十分である事件の容疑者・被告人に対しては、犯罪の性質及び処しうる刑罰によって、法律に基づき拘禁による強制措置を適用しなくてもよい。

20. 逮捕の適用。容疑者が認罪認罰し、公安機関は犯罪が比較的軽微で社会的危険性がないと判断した場合は、さらに人民検察院に審査、逮捕を要請しないものとする。逮捕を要請されたが、人民検察院は社会的危険性がなく逮捕の必要がないと判断した場合は、逮捕を許可しない決定を下さなければならない。

21. 逮捕の変更。逮捕された容疑者、被告人が認罪認罰した場合、人民法院、人民検察院は拘禁の必要性を速やかに審査しなければならず、審査の結果、拘禁し続ける必要がないと判断した場合は、保釈か監視に変更しなければならない。

## 七、捜査機関の職責

22. 権利告知と意見聴取。公安機関は捜査過程において、容疑者に対し、その有する訴訟権利、犯罪をありのままに供述するなら寛大な処理が可能であること及び認罪認罰の法律規定を告知し、容疑者及びその弁護人或いは当番弁護士の意見を聞き、調書に記録して事件とともに移送しなければならない。

尋問時間でない、事件担当者の立会いがない状況下で、容疑者が留置所の職員や弁護人、当番弁護士に認罪認罰の意思を表明した場合、関係者は速やかに事件担当機関に通知しなければならない。

23. 認罪教育。公安機関は捜査段階で同時に認罪教育を実施しなければならないが、容疑者に認罪を強要してはならず、具体的な寛大処置の承諾をしてはなら

ない。容疑者が自ら認罪し、司法機関の処罰を受け入れる意思がある場合、記録に残してそれを調書に添えなければならない。

24. 起訴意見。審査起訴のために移送された事件に対して、公安機関は起訴意見書の中で容疑者の自発的な認罪認罰状況を明記しなければならない。事件が即決裁判手続きの適用条件に適合していると判断した場合は、起訴意見書の中で人民検察院に即決裁判手続きを適用した処理を提案することができ、またその理由を簡潔に説明するものとする。

即決裁判手続きを適用する可能性のある事件に対しては、公安機関は速やかに処理しなければならない。容疑者が拘禁されていない場合は、集中的に審査起訴に移送することができるが、集中移送のために事件の処理を遅らせてはならない。

人民検察院が逮捕審査又は重大な事件の意見聴取において提出した認罪認罰業務の実施に関する意見又は提案に対して、公安機関は真剣に聴取し、積極的に関連業務を実施しなければならない。

25. 法執行・事件処理管理センターの建設。公安機関の法執行・事件処理管理センター建設の推進を加速させ、法執行・事件処理管理センターに即決裁判法廷を設置し、即決裁判手続きを適用する事件の迅速な処理の実施を模索する。

## 八、審査起訴段階における人民検察院の職責

26. 権利告知。事件が審査・起訴のために移送された後、人民検察院は容疑者にその有する訴訟の権利と認罪認罰の法律規定を告知し、容疑者の手続き選択権を保障しなければならない。告知は書面によるものとし、必要に応じて十分に説明しなければならない。

27. 意見聴取。容疑者が認罪認罰した場合、人民検察院は次に掲げる事項について容疑者、弁護人又は当番弁護士の意見を聞き、記録に残してそれを調書に添えなければならない。

- (一) 疑われた犯罪事実、罪名及び適用される法律規定。
- (二) 処罰を軽くする、減軽又は免除する等の寛大処罰の提言。
- (三) 認罪認罰後の事件審理に適用される手続き。
- (四) 意見を聴取する必要があるその他の状況。

人民検察院は、弁護人、当番弁護士の意見を採用しなかった場合、理由を説明しなければならない。

28. 自発性、合法性審査。捜査段階で認罪認罰された事件に対して、人民検察院は以下の内容の審査に重点を置かなければならない。

- (一) 容疑者が自発的に認罪認罰したのか、それとも暴力、脅迫、誘導を受けたために自らの意思に反して認罪認罰したのかどうか。
- (二) 容疑者が認罪認罰した時の認知能力や精神状態は正常であるかどうか。
- (三) 容疑者は認罪認罰の性質及びもたらされる可能性のある法的効果を理解しているかどうか。
- (四) 捜査機関は、容疑者にその有する訴訟の権利、自分の罪をありのままに供述する場合寛大処理できることと認罪認罰の法律規定を告知し、意見を聴取したかどうか。

(五) 起訴意見書に容疑者の認罪認罰状況を明記しているかどうか。

(六) 容疑者は心から罪を悔いたかどうか、被害者に謝罪したかどうか。

審査を経て、容疑者が自らの意思に反して認罪認罰をしていた場合、人民検察院は認罪認罰を改めて実施することができる。自供を引き出すための拷問等の不法な採証行為があった場合は、法律の規定に基づいて処理する。

29. 証拠開示。人民検察院は事件の具体的な状況について、証拠開示制度を模索し、容疑者の知る権利と認罪認罰の真正性及び自発性を保障することができる。

30. 不起訴の適用。起訴の裁量権を見直し、不起訴による裁判前の分流と濾過作用を十分に発揮し、相対的不起訴の認罪認罰事件への適用を徐々に拡大していく。認罪認罰後に係争がなく、刑罰に処する必要がない軽微な刑事事件に対して、人民検察院は法律に基づいて不起訴の決定を下すことができる。人民検察院は事件の量刑に対する予測を強化しなければならず、その中で刑を免除する可能性のある軽微な刑事事件に対しては、法律に基づいて不起訴の決定を下すことができる。

認罪認罰後、事件の事実が明らかでなく、証拠が不十分である事件に対しては、法律に基づいて不起訴の決定を下さなければならない。

31. 誓約書の締結。容疑者が自発的に認罪し、量刑意見や手続きの適用に同意する場合は、弁護士又は当番弁護士立会の下で、認罪認罰誓約書に署名しなければならない。容疑者が拘禁されている場合、留置所は誓約書に署名する場所を提供しなければならない。誓約書には容疑者によるありのままの犯罪供述、量刑意見への同意、手続きの適用等の内容を含まなければならない。容疑者、弁護士又は当番弁護士が署名するものとする。

容疑者が認罪認罰し、次の各号のいずれかに該当する場合は、認罪認罰誓約書に署名する必要はない。

(一) 容疑者が視覚障害者、聾啞者又は認識能力や自己制御能力を完全に失っていない精神障害者である場合。

(二) 未成年の容疑者の法定代理人、弁護人が未成年者の認罪認罰に異議がある場合。

(三) その他認罪認罰誓約書の締結を必要としない事情がある場合。

上記の状況で容疑者が認罪認罰誓約書に署名していない場合は、認罪認罰従寛制度の適用には影響を及ぼさない。

32. 公訴の提起。人民検察院が人民法院に公訴を提起する場合は、起訴状に被告人の認罪認罰状況を明記し、量刑意見を出し、認罪認罰誓約書等の書類を移送しなければならない。量刑意見書は別途作成することも、起訴状に明記することもできる。

33. 量刑意見の提示。容疑者が認罪認罰した場合、人民検察院は主刑、付加刑と執行猶予の適用可否等について量刑意見を出さなければならない。人民検察院は量刑意見を出す前に、容疑者、弁護人又は当番弁護士の意見を十分に聴取し、なるべくコンセンサスを得なければならない。

認罪認罰事件を取り扱う場合、人民検察院は通常確定刑の量刑意見を出さなければならない。新タイプの珍しい犯罪事件、量刑の情状が複雑な重罪事件等については、幅のある量刑意見を出すこともできる。量刑意見を出す際は、理由と根拠を説明しなければならない。

容疑者の認罪認罰について他の法定の量刑事情がない場合、人民検察院は犯罪の事実、性質等に基づいて、基準刑を基礎に適切に軽減して確定刑の量刑意見を出すことができる。その他の法定の量刑事情がある場合、人民検察院は認罪認罰及びその他の法定の量刑事情を総合し、関連量刑規範を参照して確定刑の量刑意見を出さなければならない。

容疑者が捜査段階で認罪認罰した場合、主刑の寛大処置の幅は前項を踏まえて適宜緩和することができる。被告人が裁判の段階で認罪認罰した場合は、前項を踏まえて適宜縮小することができる。罰金刑を求刑する場合は、主刑の寛大処置の幅を参照して確定した金額を提示する。

34. 即決裁判手続きの処理期間。容疑者が認罪認罰し、人民検察院が審査を経て、即決裁判手続きの適用条件に適合していると判断した場合、10日以内に公訴を提起するかどうかの決定を下さなければならない。処する可能性がある有期懲役が一年を超える場合は、15日以内に公訴を提起するかどうかの決定を下すことができる。

## 九、社会調査評価

35. 捜査段階の社会調査。容疑者が認罪認罰し、保護観察に処される、執行猶予を言い渡される可能性がある場合、公安機関は容疑者の居住地の社区矫正機関に調査評価を依頼することができる。

公安機関は捜査段階で社区矫正機関に調査評価を依頼し、社区矫正機関は公安機関が審査、起訴のために移送した後に調査評価を完了した場合、速やかに評価意見を事件を受理した人民検察院又は人民法院に提出し、加えて公安機関に副本を送らなければならない。

36. 審査起訴段階の社会調査。容疑者が認罪認罰し、人民検察院が執行猶予又は保護観察の量刑意見を出す予定である場合、直ちに容疑者の居住地の社区矫正機関に調査評価を依頼することができ、自ら調査評価することもできる。人民検察院が公訴を提起した時、既に調査資料を受領していた場合は、資料も一緒に移送しなければならない。調査資料を受領していない場合には、依頼状を事件とともに移送しなければならない。公訴を提起した後に調査資料を受領した場合は、直ちに人民法院に移送しなければならない。

37. 裁判段階の社会調査。被告人が認罪認罰し、人民法院が保護観察に処する又は執行猶予を宣告する予定である場合は、直ちに被告人の居住地の社区矫正機関に調査評価を依頼することができ、自ら調査評価することもできる。

社区矫正機関が発行した調査評価意見は、人民法院が保護観察に処し、執行猶予を宣告する際の重要な参考である。社区矫正機関に調査評価を依頼していない、又は判決前に社区矫正機関の調査評価報告書を受領していない認罪認罰事件に対して、人民法院は審理を経て、被告人が保護観察、執行猶予の適用条件に適合していると判断した場合、保護観察に処し、執行猶予を宣告することができる。

38. 司法行政機関の職責。依頼を受けた社区矫正機関は、依頼機関の要請に応じて、容疑者、被告人の住居状況、家族・社会的関係、一貫した表現、犯罪行為の結果と影響、居住地の居民委員会と被害者の意見、禁止予定事項等を調査、把握し、評価意見を作成し、速やかに依頼機関に提出しなければならない。

## 十、裁判手続きと人民法院の職責

39. 裁判段階の認罪認罰の自発性、合法性審査。認罪認罰事件を取り扱う際には、人民法院は被告人にその有する訴訟権利と認罪認罰の法律規定を告知し、被告人及びその弁護人又は当番弁護士の意見を聴取しなければならない。法廷審問

において認罪認罰の自発性、誓約書内容の真正性と合法性を審査、確認し、確認の要点を以下の内容に置かなければならない。

(一) 被告人が自発的に認罪認罰したのか、それとも暴力、脅迫、誘導を受けたために自らの意思に反して認罪認罰したのかどうか。

(二) 被告人が認罪認罰した時の認知能力や精神状態は正常であるかどうか。

(三) 被告人は認罪認罰の性質及びもたらされる可能性のある法的効果を理解しているかどうか。

(四) 人民検察院、公安機関は告知義務を履行し、意見を聴取したかどうか。

(五) 当番弁護士又は弁護人が人民検察院と意思疎通を図り、有効な法的援助や弁護を提供し、認罪認罰誓約書の締結に立会ったかどうか。

法廷審問において、裁判官は具体的な事件経緯に基づいて、罪状確定、量刑の重要な事実について、被告人の認罪認罰の自発性、真正性等について質問し、被告人が犯罪を実行したか、心から罪を悔いたかどうかを確認することができる。

被告人が自らの意思に反して認罪認罰した、又は認罪認罰後に撤回し、法律に基づき手続きを転換する必要がある場合は、通常の手続きに従って事件を再審理しなければならない。自供を引き出すための拷問等の不法な採証行為があったことが判明した場合は、法律の規定に基づいて処理する。

40. 量刑意見の受け入れ。人民検察院が提示した量刑意見について、人民法院は法律に基づいて審査を行わなければならない。事実が明白で、証拠が確実で、十分であり、訴えられた罪名が正確で、量刑意見が適切である場合、人民法院は

これを受け入れなければならない。次の各号に掲げるいずれかの事情がある場合は、受け入れない。

- (一) 被告人の行為が犯罪を構成しないか刑事責任を追求すべきでない場合。
- (二) 被告人が自らの意思に反して認罪認罰した場合。
- (三) 被告人が訴えられた犯罪事実を否認している場合。
- (四) 起訴された罪名が審理で認定された罪名と一致しない場合。
- (五) 裁判の公正性に影響を与える可能性があるその他の状況。

人民検察院が起訴し訴えた事実が明らかで、量刑意見が適切であるにもかかわらず、訴えた罪名が審理で認定された罪名と一致しない場合、人民法院は人民検察院、被告人及びその弁護人の審理で認定された罪名に対する意見を聴取し、法律に基づいて裁判を行うことができる。

人民法院が人民検察院の量刑意見を受け入れない場合は、その理由と根拠を説明しなければならない。

41. 量刑意見の調整。人民法院が審理を経て、量刑意見が明らかに不当だと判断した場合、又は被告人、弁護人が量刑意見に対し異議があり、且つ確かな根拠がある場合には、人民法院は人民検察院に通知しなければならない。人民検察院は量刑意見を調整することができる。人民法院は調整後の量刑意見が適切だと判断した場合、これを受け入れなければならない。人民検察院が量刑意見を調整しない場合又は調整しても依然として明らかに不当である場合は、人民法院は法律に基づいて判決を下さなければならない。

即決裁判手続を適用して審理する場合、人民検察院の量刑意見調整は開廷前又は法廷において提示しなければならない。量刑意見調整後、被告人が即決裁判手続を適用し続けることに同意した場合は、手続き転換処理は不要である。

42. 即決裁判手続きの適用条件。基層人民法院が管轄する3年の有期懲役以下の刑罰に処される可能性がある事件であって、事件の事実が明白で、証拠が確実で十分であり、被告人が認罪認罰し、加えて即決裁判手続きの適用に同意した場合は、即決裁判手続きを適用し、裁判官が単独で裁判を担当することができる。人民検察院は公訴を提起する時に、人民法院に即決裁判手続きの適用を提言することができる。

次の各号に掲げるいずれかの事情がある場合は、即決裁判手続きを適用しない。

(一) 被告人が視覚障害者、聾啞者又は認識能力や自己制御能力を完全に失っていない精神障害者である場合。

(二) 被告人が未成年者である場合。

(三) 事件が社会に大きな影響を与えた場合。

(四) 共犯事件において、一部の被告人が、訴えられた犯罪事実、罪名、量刑意見又は即決裁判手続きの適用に異議がある場合。

(五) 被告人と被害者又はその法定代理人とが、付帯私訴等の事項について調停又は和解合意に達していない場合。

(六) 即決裁判手続きを適用して処理すべきでないその他の事件。

43. 即決裁判手続きの審理期間。即決裁判手続きを適用して事件を審理する場合、人民法院は受理後 10 日以内に結審しなければならない。処する可能性がある有期懲役が 1 年を超える場合は、15 日以内に結審しなければならない。

44. 即決裁判事件の審理手続き。即決裁判手続きを適用して事件を審理する際、刑事訴訟法で定められた送達期限の制限を受けず、通常は法廷調査や法廷弁論は行われませんが、判決を言い渡す前に弁護人の意見と被告人の最後の意見陳述を聴取しなければならない。

人民法院は即決裁判手続きを適用して事件を審理する場合、被告人に起訴状を送達する際に権利義務告知書、開廷召喚状を一緒に送達し、被告人の自然情報等を確認することができる。必要に応じて、集中的に送達することができる。

人民法院は即決裁判手続きを適用して事件を審理する時、集中的に開廷し、事件ごとに審理することができる。人民検察院は公訴人を任命して派遣し、集中的に出廷させて公訴を支援させることができる。公訴人が起訴状を簡潔に読み上げた後、裁判官は法廷で被告人に訴えられた事実、証拠、量刑意見及び即決裁判手続き適用に対する意見を聞き、誓約書締結の自発性、真正性、合法性を確認し、加えて付帯私訴等の状況を確認しなければならない。

即決裁判手続を適用して事件を審理する場合、判決は法廷で言い渡さなければならない。集中的に審理する場合は、まとめて法廷で判決を言い渡すことができる。判決を言い渡す際、裁判官は事件の必要に応じて法廷教育を行うことができる。裁判書は簡素化することができる。

45. 即決裁判事件の第二審手続き。被告人が即決裁判手続きを適用して下された第一審判決に不服があり控訴した事件は、開廷審理を行わなくてもよい。第二審人民法院は審査した後、次の各号に掲げる情状に応じてそれぞれ処理する。

(一) 被告人が、事実が明らかでなく証拠が不十分であることを理由に控訴したと判明した際、原判決を破棄し、原審の人民法院に差し戻し通常手続きを適用して再審理し、認罪認罰事件として寛大に処罰しない裁定を下さなければならない。

(二) 被告人が量刑不当を理由に控訴したと判明した際、原判決の量刑が適切であった場合は、控訴を棄却し、原判決を維持する裁定を下さなければならない。原判決の量刑が不当であった場合は、審理してから法律に基づいて判決を変える。

46. 略式手続きの適用。基層の人民法院が管轄する被告人の認罪認罰事件であって、事実が明白で、証拠が十分であり、被告人が略式手続きの適用に異議がない場合は、略式手続きを適用して裁判を行うことができる。

略式手続きを適用して認罪認罰事件を審理する際、公訴人は起訴状を簡潔に読み上げることができ、裁判官は法廷において被告人に対し訴えられた犯罪事実、証拠、量刑意見及び略式手続き適用に対する意見を聞き、誓約書締結の自発性、真正性、合法性を確認する。法廷調査は簡略化することができるが、係争がある事実と証拠に対して調査、証拠調べを行わなければならない、法廷弁論は係争がある問題のみをめぐって行うことができる。裁判書は簡素化することができる。

47. 通常手続きの適用。通常手続きを適用して認罪認罰事件を処理する場合、法廷調査、弁論手続きを適切に簡素化することができる。公訴人が起訴状を読み上げた後、合議体は法廷において被告人に対し、訴えられた犯罪事実、証拠及びその量刑意見に関する意見を聞き、誓約書締結の自発性、真正性、合法性を確認する。公訴人、弁護人、裁判官による被告人尋問・質問は簡略化することができる。起訴側、弁護側双方とも異議がない証拠に対して、証拠名称と証明内容のみを説明することができる。起訴側、弁護側双方から異議がある、又は法廷が調査、

確認の必要があると判断した証拠に対しては、提示し証拠調べを行わなければならない。法廷弁論は主に係争のある問題を中心に行われ、裁判書は適切に簡略化することができる。

48. 手続き転換。人民法院は即決裁判手続きを適用して審理する過程において、被告人の行為が犯罪を構成しない、又は刑事責任を追及すべきでない、被告人が自らの意思に反して認罪認罰した、被告人が訴えられた犯罪事実を否認した等の状況が判明した場合は、通常手続きによる審理に変更しなければならない。その他、即決裁判手続を適用すべきでないが略式手続きの適用条件に適合していると判明した場合は、略式手続きに切り替えて再審理しなければならない。

略式手続きを適用して審理すべきでない事情があると判明した場合は、通常手続きに切り替えて審理しなければならない。

人民検察院は、人民法院が即決裁判手続きを適用して事件を審理する過程において、即決裁判手続きを適用して審理すべきでない状況があると判断した場合、人民法院に通常手続き又は略式手続きに切り替えて再審理することを提案しなければならない。略式手続きを適用して審理すべきでない状況があると判断した場合は、人民法院に普通手続に切り替えて再審理することを提案しなければならない。

49. 被告人が法廷において認罪認罰した事件の処理。被告人が捜査、審査起訴段階においては認罪認罰しなかったが、法廷で認罪し、処罰を受ける意思ある場合、人民法院は審理で明らかになった事実に基づき、罪状確定と量刑について起訴側と弁護側双方の意見を聴取し、法律に基づいて裁判を行わなければならない。

50. 被告人が第二審手続において認罪認罰した事件の処理。被告人が第一審手続においては認罪認罰しなかったが、第二審手続において認罪認罰した場合

は、審理手続きは刑事訴訟法に定められた第二審手続きに従う。第二審人民法院はその認罪認罰の価値、役割に基づいて寛大にするかどうかを決定し、法律に基づいて裁判を行わなければならない。寛大処置の幅を決める時は第一審手続きにおける認罪認罰と差をつけなければならない。

## 十一、認罪認罰の後悔と取消

51. 不起訴後の撤回の処理。容疑者が認罪認罰したため、人民検察院は刑事訴訟法第 177 条第 2 項に基づいて不起訴の決定を下した後、容疑者が訴えられた事実を否認した、又は謝罪、盗品や賄賂等の返還、損害賠償等の義務を積極的に履行しなかった場合、人民検察院は審査して、次に掲げる状況別に法律に基づいて処理しなければならない。

(一) 容疑者が犯罪をした事実がない、又は刑事訴訟法第 16 条に規定されているいずれかの状況に該当することが判明した場合は、元の不起訴決定を破棄し、法律に基づいて不起訴決定を改めて下さなければならない。

(二) 容疑者の罪がまだ軽微であり、刑法の規定に従って刑罰に処する必要がない又は刑罰を免除すべきであると判断した場合には、元の不起訴決定を維持することができる。

(三) 認罪認罰の要素を排除した後、起訴条件に適合している場合は、事件の具体的な状況に基づいて不起訴決定を破棄し、法律に基づいて公訴を提起しなければならない。

52. 起訴前撤回の処理。容疑者が認罪認罰し、認罪認罰誓約書に署名し、人民検察院が公訴を提起する前に撤回した場合、誓約書は効力を喪失する。人民検察

院は事実証拠を全面的に審査した上で、法律に基づいて公訴を提起しなければならない。

53. 裁判段階における撤回の処理。事件の審理過程において、被告人が認罪認罰を撤回した場合、人民法院は審理で明らかにした事実に基づき、法律に従って裁判を行わなければならない。手続き転換の必要がある場合、本意見の関連規定に従って処理する。

54. 人民検察院の法的監督。人民検察院の捜査活動と刑事裁判活動に対する監督メカニズムを整備し、認罪認罰事件処理の全過程に対する監督を強化し、認罪認罰事件の控訴業務を規範化し、無罪の人が刑事訴追を受けず、有罪の人が公正な処罰を受けることを確保する。

## 十二、未成年者認罪認罰事件の処理

55. 意見聴取。人民法院、人民検察院は未成年者の認罪認罰事件を取り扱う場合、未成年の容疑者、被告人の法定代理人の意見を聴取しなければならないが、法定代理人が出頭できない場合は、適格な成年者の意見を聴取しなければならないが、事件を受理した時に容疑者が既に成年になった場合は除く。

56. 誓約書締結。未成年の容疑者が認罪認罰誓約書に署名する際、その法定代理人は立会い署名し、確認しなければならない。法定代理人が立会うことができない場合、適格な成年者が立会って署名し、確認しなければならない。法定代理人、弁護人が未成年者の認罪認罰に異議がある場合は、認罪認罰誓約書に署名する必要はない。

57. 手続きの適用。未成年者の認罪認罰事件は、即決裁判手続きを適用しないが、教育、感化、救済の方針を貫徹し、「従速従寛」の原則を貫き、事件が遅滞

なく処理されることを確保し、未成年者の合法的權益を最大限に保護しなければならない。

58. 法治教育。未成年者の認罪認罰事件を取り扱う際には、未成年の容疑者、被告人が罪を認め法律に従い、過ちを悔い改める教育をしっかりと行い、懲罰・矯正結合の目的を実現しなければならない。

### 十三、附則

59. 国家安全機関、軍隊保衛部門、中国海警局、刑務所による刑事事件の取り扱いは、本意見の関連規定を適用する。

60. 本指導意見は連署単位により協議、解釈され、発布日より施行される。

出所：最高人民検察院 2019年10月24日

[https://www.spp.gov.cn/spp/xwfbh/wsfbh/201910/t20191024\\_435829.shtml](https://www.spp.gov.cn/spp/xwfbh/wsfbh/201910/t20191024_435829.shtml)

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。
---